

短期滞在ビザ 「身元保証人」完全ガイド

外国人の家族・友人を日本へ呼ぶ前に
知っておくべき「条件・責任・審査のポイント」



監修：加納行政書士事務所(ビザ申請サポートNavi東京)

最大の誤解：「身元保証人」は借金を背負うのか？



民法上の連帯保証人

外国人が作った借金や損害賠償を肩代わりする重い法的責任がある。

※ビザの保証人はこれではありません



道義的責任（モラル責任）

滞在費や帰国費用をサポートし、日本のルールを守らせる約束。万が一問題が起きても、直ちに民事上の賠償責任を負う法的強制力はありません。

短期滞在ビザと保証人の「3つの約束」



短期滞在ビザとは？

観光・親族訪問・知人訪問・商用目的で【90日以内】滞在するビザ。
(※原則として報酬を伴う就労は不可)



①滞在費の負担

生活費の補助



②帰国費用の負担

帰国できない場合のサポート



③法令遵守の指導

日本のルール・法律を守らせる

役割の違い：「招へい人」 vs 「身元保証人」

多くの場合、両者は同一人物（例：日本にいる友人が呼び、保証もする）ですが、別の人や法人が担うことも可能です。

	 招へい人	 身元保証人
役割の定義	外国人を日本に招待する人	滞在費・帰国費用などを保証する人
必要な証明	なぜ呼ぶかの理由（招へい理由書）	経済的な裏付け（収入証明等）
分割の具体例	日本の取引先企業	企業の代表取締役社長

身元保証人として認められる「4つの要件」

ビザ許可（審査クリア）



① 日本居住

日本国内に居住し、
直接サポートできる
立場であること



② 安定基盤

滞在中の生活費を補助
できるだけの、安定し
た収入があること



③ 関係性の明瞭さ

申請人（外国人）との
関係性が合理的かつ
明確であること



④ 指導力

生活指導や法令遵守を
指導できる信頼性が
あること

要件深掘り①：安定した生活基盤と「収入の壁」

Q. 最低年収の決まりはある？

A. 法律上の明確な基準はありません。
極端な低収入でなく、継続した仕事があり
滞在費をカバーできるかが問われます。



信頼の証となる必須書類：

-  課税証明書
-  納税証明書
-  源泉徴収票
-  在職証明書



要件深掘り②：「友人訪問」は関係性の証明が鍵

親族訪問に比べ、友人・知人訪問の審査は最も厳格です。
「ただの友達」という主張だけでは不許可のリスク大。



審査落ちのレッドフラグ：保証人になれないケース

 居住地



海外居住。日本に住んでいないため、生活サポートや指導が物理的に不可能と判断されます。

 経済力



極端な低収入。滞在費の保証能力がない、または責任能力が欠如していると判断されるリスク。

 信用履歴



過去の入管トラブル。過去に不法滞在や不法就労関係に関与した履歴がある場合、信頼性が否定されます。

リスクの真実：もし保証人が責任を果たさなかったら？



【結果】 次回のビザ申請（別の外国人や家族を呼ぶ際など）が極めて不利になり、不許可になる可能性が高くなります。

回避すべき「ビザ申請の3大失敗」

📁 収入証明不足

【対策】
必要な課税証明書・納税証明書等を漏れなく準備する。

📁 関係性の説明不足

【対策】
「友人です」の一言で終わらせず、写真や交際経緯などの客観的証拠を添付する。

📁 滞在予定が曖昧

【対策】
90日のスケジュールをスカスカにせず、不自然さのない具体的な行動計画を立てる。



提出書類チェックリスト：完璧なDossier（審査書類）の構築

必須書類 - 全員準備

- 身元保証書
- 身分証明書（運転免許証など、保証人の本人確認）

追加書類 - 資力と信頼の証明

- 課税証明書
- 納税証明書
- 在職証明書

※これらを漏れなく整え、矛盾のないストーリーを作ることが許可への第一歩です。

結論：ビザ許可率を最大化する「信頼性の方程式」

身元保証人の
信頼性

= (安定した生活基盤) × (客観的な関係性の証明) × (矛盾のない滞在計画)

短期滞在ビザの審査は、外国人本人以上に「受け入れる日本側（保証人）の準備と信頼性」で決まります。
不安な場合や、友人訪問などの複雑なケースは、ビザ専門の行政書士へご相談を。



加納行政書士事務所 / ビザ申請サポートNavi東京 (Tel: 03-6403-5295 / 平日10:00-20:00) 無料相談受付中